

令和7年度

防災情報ネットワーク事業

村山北部地区新鶴子ダムデータ転送装置設置工事

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

防災情報ネットワーク事業村山北部地区新鶴子ダムデータ転送装置設置工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営造成土地改良施設の情報を防災情報ネットワークに転送するための設備の整備を行うものである。

2. 工事場所

村山北部地区 用水管理センター 山形県尾花沢市若葉町地内

3. 工事概要

本工事は、防災情報ネットワーク設備の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

データ転送装置	1 式
データ処理装置機能追加	1 式

4. 工事数量

別紙1「工事数量表」のほか、第9章設計及び第10章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、本章3項に示す、設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までとする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

（1）本工事の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

2. 作業時間の制限

本工事の作業場所での施工は、午前9時から午後5時までを基本とするが、作業状況により時間延長が必要な場合は、施設管理者および監督職員の了解を得て行うものとする。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期:令和7年7月22日から令和8年3月10日まで

(余裕期間:契約締結の日から令和7年7月21日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4. 据付工事にかかる留意事項

据付工事にあたっては、村山北部地区 用水管理センターに設置されている既設水管理制御設備（以下「データ処理装置」という。）を運用しながらの実施することから、これらの運用に与える影響を最小限となるように細心の注意をもって施工すること。

また、既設水管理制御設備のソフトウェアの改造時は、用水管理システムの一時的な停止を伴うことから、施設管理者、既設水管理制御設備メーカーと日程調整、並びに防災中央データセンターの日程を確認し、既設水管理制御設備の運用に与える影響が最小限になるよう細心の注意をもって施工すること。

第4章 現場条件

1. 既設設備とのデータ受け渡し条件

本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。

(1) 電源は、村山北部地区 用水管理センターの管理機器分電盤からAC100V、50Hzの接続とする。

(2) 防災中央データセンターへの転送方法

データ処理装置からデータ転送装置へのデータ受渡しの基本条件は、第10章構造及び製作、第11章ソフトウェア仕様による。

また、データ転送装置から防災中央データセンターへの転送方法は第9章3.データ転送装置の機能のとおりとする。

(3) データ処理装置とのデータ連携

伝送仕様は、「統一河川情報システムテレメータ伝送仕様」を基本とするが、データ処理装置の設置業者と協力の上、決定すること。

(4) ネットワーク

伝送仕様は、「統一河川情報システムテレメータ伝送仕様」を基本とする。

2. 搬入路

村山北部用水管理センターへの搬入は、ライトバンによることを想定している。

3. 第三者に対する措置

既設構造物、データ処理装置及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

受注者は、データ処理装置と本工事で設置する機器の接続について、監督職員と協議の上、必要な調整を行わなければならない、

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

但し、用水管理センターの内部において据付に使用する電源は発注者が準備する。

第7章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の設計・施工において、関連する次の資料は必要により貸与する。

(1) 資料名

名称	備考
データ転送プログラムディスク	C D
データ転送プログラムインストール及び設定手順書 (Windows Server 2022)	
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムC S V 作成手順書	

システム操作マニュアル運用管理者編	
令和３年度防災情報ネットワーク事業 米沢平野地区水窪ダム他転送システム等実施設計業務報告書	

(2) 貸与期間

工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

(4) 貸与条件

貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第８章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）、通信回線使用料金は発注者において負担する。

第９章 設計

１．一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第７章貸与する資料等について照査し、データ転送装置システムのソフトウェア改造を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して、十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) データ転送が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

２．設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。

機器区分 項目	屋内機器
温度	5～40℃ [10～35℃]
相対湿度	30～80% [40～80%]

(注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。

2) 屋内機器とは、村山北部用水管理センターに設置するデータ転送装置で、[]に示す値

は汎用品について適用する。

(2) 機器への供給電源

機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。

電源方式	電源仕様
交流電源方式	①相数・電圧 単相 2 線 100V $\pm$ 10V ②周波数 50Hz $\pm$ 3Hz

(注)非常用発電装置の周波数変動に対しても機器の性能、機能に影響を与えないものとする。

(3) 管理対象施設及び管理項目

管理対象施設及び管理項目は、別紙 2 「管理項目表」のとおりとする。

(4) 機器相互のインタフェース

本工事で設置する機器相互のインタフェースは、第 10 章に示す各機器仕様のとおりとする。

(5) 伝送路回線構成

伝送路回線及び対向方式は次のとおりとする。

なお、インターネットについては、発注者が通信回線開設手続き及びプロバイダ契約を行うため、接続する際には監督職員の指示に従うものとする。

伝送区間	伝送路種別	伝送路構成	伝送速度	対向方向
ルータ～防災中央データセンター	NTT フレッツ 光回線網	インターネット	最大200Mbps	1 : N

3. データ転送装置の機能

防災情報ネットワーク事業で設置するデータ転送装置はデータ処理装置から収集した観測データをデータ転送サーバにより、防災中央データセンターに転送するものである。

なお、これにかかる本工事の整備内容は第 10 章構造及び製作、第 11 章ソフトウェア仕様によるものとする。

4. 停電及び雷害対策

本工事で設置する設備の瞬時停電補償のため、小型 UPS 電源装置を設置するものとする。

第 10 章 構造及び製作

1. 一般構造

(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書第 2 章「機器及び材料」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。

(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書第 3 章「共通施工」及び第 13 章「水管理制御設備」によるものとする。

(3) 本設備は、共通仕様書第 13 章「水管理制御設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

(4) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な機能を有し、耐久性、安全

性、操作性及び保守管理を考慮したものとしなければならない。

2. システム概要

村山北部地区の防災情報ネットワーク設備は、新鶴子ダム及び頭首工の有する防災情報を防災中央データセンターに転送するため、村山北部用水管理センターのデータ処理装置及び地震観測設備制御用F Aパソコンから別紙2「管理項目表」の観測項目のデータ収集するとともに、変換、転送を行うデータ転送装置を設置するものである。

本工事で新設するデータ転送サーバにおいては、水文及び地震情報を取得し、防災情報ネットワークが必要とするデータ形式（C S Vファイル）に変換し、並び替え及び所定のフォーマットへ項目の割り当て（以下、「C S V変換等」という。）を行い、インターネットにより防災中央データセンターへ転送するものである。

なお、地震データ収集のための地震観測設備制御用F Aパソコン機能追加は別途予定している。

3. データ転送サーバの機能

（1）防災情報ネットワークデータ転送システム全体処理機能

- 1）防災中央データセンターへのデータ転送プログラムは発注者が貸与するものとし、受注者がデータ転送サーバにインストールするものとする。

（2）データ転送サーバのシステム機能

1）データ受信機能の設定

データ転送サーバに計測情報を受信する機能を設定する。

2）時刻管理

インターネットから基準時刻を取得し、時刻同期管理を行う。

3）C S Vファイル変換及び並び替え機能

別紙2「管理項目表」に記載するデータを抽出し、貸与する「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムC S V作成手順書」に基づき、C S V変換等を行う。C S Vファイルは「最新データ（計測値）」について作成する。

4）共有D I S Kの設定

受注者は、貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」又は「システム操作マニュアル運用管理者編」に記載されているディレクトリ構成に従って共有D I S K を設定する。

5）データ格納機能

上記4）で設定した共有D I S Kに上記3）で作成した最新データC S Vファイルを格納する機能を追加する。

6）データ確認機能

上記1）～5）についてデータ確認するため、ディスプレイで表示確認する機能を追加する。なお、データベース化及びバックアップ機能は不要とする。

7）付与機能

新設するデータ転送装置には、既設水管理システムのデータ処理装置からの新鶴子ダム及び頭首工の諸量データ（C S Vファイル）及び地震観測設備制御用F Aパソコンからの地

震データ(CSVファイル)を10分単位で受信し、CSVファイルの統合機能及び並べ替え機能を付与する。

(3) データ転送プログラムのインストール及びネットワーク設定

1) データ転送プログラムのインストール

データ転送プログラムを「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に従いインストールすることにより、データ転送機能を実装する。

2) データ転送プログラムのネットワーク設定

「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に基づき、防災中央データセンターとの通信設定を行う。

(4) 防災中央データセンターへの送信タイミング

データ転送サーバから防災中央データセンターへの計測データの送信は、毎正時を基準に10分間隔とする。

4. 機器仕様

機器の仕様については、以下のとおりとする。

(1) 設置機器

村山北部用水管理センターに設置する機器は下表のとおりである。その仕様は(2)から(7)に示すとおりである。

機器名称	数量	区分	備考
データ転送サーバ	1式	新設	データ転送装置
小型UPS電源装置	1台	新設	
ルータ	1台	新設	
収納デスク	1台	新設	
積算電力計	1台	新設	
ウイルス対策ソフト	1式	新設	

(2) データ転送サーバ

1) 本体

No	項目	要求仕様	備考
1	CPU	・Core i3-4330 3.5GHz 相当以上でCPU スロットは1個以上	
2	主記憶装置	・2GB 以上実装していること。	

No	項目	要求仕様	備考
3	補助記憶装置	・物理容量が 250GB 以上ある SATA ディスク（7200rpm 以上）を 2 個以上搭載、（実行容量：250GB 以上）していること。 ・RAID コントローラで RAID1 構成とすること。 ・ホットプラグに対応し、システムを停止せずにディスクを交換できること。	
4	光学ドライブ	・DVD-ROM 及び CD-ROM の読み込みに対応していること。	
5	入出力インタフェース	・ディスプレイ 1 ポート、キーボード・マウス (USB) 各 1 ポート、USB 空き 2 ポート以上	
6	ネットワークインタフェース	・1000BASE-T 通信プロトコルは OSI 準拠、TCP/IP に対応すること。2 ポート以上	
7	筐体形状	・サーバ本体はタワー型を標準とする。	
8	記憶域コントローラとデスク領域の要件	・PCI Express アーキテクチャの仕様に準拠している記憶域アダプターを搭載すること。	
9	ネットワーク アダプターの要件	・ギガビット以上の処理能力があるイーサネットアダプター ・PCI Express アーキテクチャの仕様への準拠 ・Preboot Execution Environment (PXE) のサポート	
10	外部保存媒体		
	保存容量	・補助記憶装置の保存できる容量を確保するものとする。	
	インタフェース	・USB	
	保存媒体	・LT04 又は RDX とする。	
11	液晶モニタ		
	モニタサイズ	・LCD(TFT)：15 型以上	
	最大表示色	・カラー1,677 万色以上	
	推奨解像度	・1,280×1,024 ドット	
	その他	・省電力モード対応	
	用途	・データ転送サーバ保守用	

No	項目	要求仕様	備考
12	キーボード	・ USB インターフェース、109 型、Windows 配列、USB コネクタに接続可能なこと。	
13	マウス	・ USB インターフェース、2 ボタン、光学式、ホイール付、USB コネクタに接続可能なこと。	
14	電源	・ 無停電電源装置と接続し、電源供給を受けることができること。 ・ CSCI Silver 基準適合及び 80PLUS SILVER 以上に準拠し、省電力に配慮した効率的な電源機能であること。 ・ 電源は AC100V（50/60Hz）環境で利用できること。	

2) ソフトウェア等

No	項目	要求仕様	備考
1	OS	・ Microsoft Windows Server 2022 Standard	
2	ウイルスチェック	・ ウィルス対策、スパイウェア対策、ディストロップファイアウォール機能を有していること。 (ウィルスバスターサーバープロテクションを想定)	
3	バックアップ	・ バックアップは外部記録媒体に記録できる機能を有するものとする。 ・ バックアップデータは外部保存媒体に保存するものとする。	
4	データベース	・ SQL Sever standard、PostgreSQL 程度の機能を有するものとする。	
5	電源管理	・ 停電時に指定した条件でシステムを自動的にシャットダウンできること。 ・ スケジュール運転や UPS の状態監視、ネットワーク経由での監視と制御などの機能を提供していること。 ・ 設定等のインターフェースは、Web ブラウザ、又は専用画面を使用して行えること。 ・ ネットワーク通信（TCP/IP）による接続が可能なこと。	
6	JAVA 実行環境	・ AdoptOpenJDK8	

(3) 小型UPS電源装置

小型UPS電源装置は、商用電源のもつ各種の外乱（瞬時停電、電圧変動、周波数変動、波形歪、高周波ノイズなど）を吸収し、無停電で安定した電力（定電圧、定周波数）を供給するものである。

1) 本体

No	項目	要求仕様	備考
1	定格	・ 連続	
2	冷却方式	・ 強制冷却	
3	運転方式	・ 商用同期常時インバータ給電方式（無瞬断切替）	
4	交流入力		
	相 数	・ 単相2線	
	電 圧	・ AC100V±10V	
	周波数	・ 50Hz±2.5Hz	
5	交流出力		
	相 数	・ 単相2線	
	電 圧	・ AC100V±10V	
	電圧精度	・ 定格電圧±3%以内	
	周波数	・ 50Hz	
	周波数精度	・ 定格周波数±1%以内（蓄電池運転時）	
	電圧波形歪率	・ 5%以下（線形負荷時）	
	定格容量	・ 1kVA	
	過負荷耐量	・ 製造者標準	
	定格負荷力率	・ 0.6遅れ	
	過度電圧変動率	・ ±10%	
	出力回路数	・ 1回路以上	
	蓄電池		
	準拠規格	・ JIS C 8702-1	
	形式	・ 小形制御弁式鉛蓄電池	
	期待寿命	・ 5年（25℃環境下）	
	停電保障時間	・ 10分間	

No	項目	要求仕様	備考
	電源切換方式	・無瞬間切換	

2) ハードウェア機器要件

No	項目	要求仕様	備考
1	基本機能	・瞬断に対応できること ・停電時に、接続されている機器の自動シャットダウンをする機能を有すること。 ・自動シャットダウンの際に、機器の停止順序を制御する機能を有すること。 ・電源障害等の記録をログに保持できること。 ・常時インバータ給電方式であること。 ・ブラウザを経由して無停電電源装置の電源状態（入力電圧、出力電圧、バッテリー電圧、周波数及び負荷率など）を表示可能なこと。 ・停電時には、接続されるサーバ構成にて全ての機器に10分以上電力を供給できるように必要数用意すること。バッテリーの減衰により、10分より短くなることが想定される場合は、適時にバッテリーを交換して10分以上を維持することが可能であること。 ・正常にシステム停止を可能とする順序設定が可能なこと。 ・必要な場合、ソフトウェアを必要数用意し、インストールすること。 ・SNMPでネットワーク制御可能なこと。	
2	インタフェース	・SNMP通信が可能なポートを1個以上有すること。	

(4) ルータ

ルータは、データ転送サーバと防災中央データセンター間の通信をインターネット経由で行うものである。

1) 本体

No	項目	要求仕様	備考
1	外部インタフェース	・光回線	
2	LANインタフェース	・IEEE802.3 10BASE-T ・IEEE802.3u 100BASE-TX ・IEEE802.3v 1000BASE-SX/LX	

No	項目	要求仕様	備考
3	ファイアウォール機能	・フィルタリング機能 ・不正アクセス検知 ・アドレス変換	
4	通信プロトコル	・TCP/IP	

(5) 収納デスク

データ転送装置及び関連機器を収納するものである。

1) 本体

No	項目	要求仕様	備考
1	構造	・O Aデスク（収納タイプ）	
2	収容機器	・データ転送サーバ ・ルータ ・無停電電源装置	
3	寸法	・600(W)×700(H)×850(D)程度	
4	機能	・汎用品（前扉・後扉鍵付、放熱ファン）	

(6) 積算電力計盤

防災情報ネットワーク機器の使用電力量を計測するための電力計である。

1) 本体

No	項目	要求仕様	備考
1	型式	・屋内鋼板製壁掛型 計測窓付	
2	寸法	・W400×H500×D200 程度	
3	構成	・積算電力量計1台 ・相線式単相 単線2線式 ・定格電圧 AC100V ・定格電流 30A ・定格周波数 50Hz ・MCCB 2P 30AF 2台 ・MCCB 2P 50AF 1台	

(7) ウィルス対策ソフト

データ転送装置は、水管理設備による観測情報を防災中央データセンターに転送するサーバ装置であり、これにウィルス対策ソフトを新規に導入する。

1) 仕様

- ・Windows Server 2022 Standard に対応するソフトウェアであること。
- ・サポートライセンスが導入日から少なくとも1年間保有されること。
- ・ウィルス、スパイウェア等をリアルタイムでブロックできること。

- ・ ウィルス、スパイウェア対策（検知、駆除）を自動で行うこと。
- ・ ウィルス、スパイウェア対策の定義ファイルを自動、又は手動でアップデートできること。

第 11 章 ソフトウェア仕様

1. 村山北部地区 用水管理センターデータ処理装置のソフトウェア機能仕様

本工事において、データ処理装置に必要なソフトウェア機能追加は次のとおりとする。

(1) 既設水管理システムからの防災情報転送機能

既設水管理システムのデータ処理装置から、データ転送サーバに新鶴子ダム及び頭首工の諸量データに示す情報について 10 分単位で CSV 形式でファイルを伝送する機能を付与する。

2. ソフトウェアの著作権

本工事で製作（以下「開発」という。）されたソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

(1) 新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

(2) 発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

第 12 章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書第 3 章第 7 節から第 12 節及び第 13 章第 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. データ転送装置

(1) 装置の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 電線等は、負荷に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。

また、端末には適正な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、線名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(3) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

- (4) 地震時における移動の事故を防止するため、監督職員の承諾を受け、設備と床(フリーアクセスパネル)を金具で固定するとともに、設備内及び設備上の機器をバンドやストッパーで固定するものとする。

3. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

1) 電線及び電線管類

①電線等

600Vポリエチレンケーブル (600V CV)	JIS C 3605
600Vビニル絶縁電線 (IV)	JIS C 3307
制御用ケーブル (CVV)	JIS C 3401
制御用ケーブル (遮へい付) (CVV-S)	JCS 4258
着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (FCPEV、FCPEV-S)	JCS 5402

②電線管

鋼製電線管 (G)	JIS C 8305
硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430
波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提示し、承諾を得た後に使用するものとする。

材料名	提出物
電線及び電線管	カタログ等

第13章 総合試運転調整

1. 総合試運転調整

総合試運転調整として、データ転送サーバと防災中央データセンター間の接続対向試験を実施する。

接続対向試験の詳細は、監督職員の指示による。

第14章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらか

じめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第１編 共通編 第２章 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。
なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1)本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2)遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3)農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4)通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 15 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2) 関連工事との調整に係るもの
- 3) 不可抗力によるもの
- 4) 法・基準の改正に係るもの
- 5) 労働者の確保、資材調達・建設機械手配困難等により工期変更が必要になった場合
- 6) 施工内容が変更となったもの
- 7) 防災情報ネットワーク事業関連機器の更新や新設が必要となった場合
- 8) 除雪等が必要になった場合
- 9) その他本仕様書に定めないもの

第 16 章 その他

1. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1)本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2)受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書 第 1 章1-1-26及び第 1 章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R又はBD-R) 正副 2 部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書 工事関係書類様式(様式-6-1)の様式1～様式4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書(施)工事関係書類様式(様式-6-1)の様式5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期

間を延長することができるものとする。

- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、主任監督員(主催)、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

- ・営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

8. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:伐開・除根・除草費

(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

9. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)1)①～⑥の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

①洋式(洋風)便器

②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

③臭い逆流防止機能

- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択の結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあるれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する

1) 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

2) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等

評定実施要領(模範例)の制定について」(平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙 8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数:1.2

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業(務)所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第17章 定めなき事項

契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1) 機器設備工				
機器単体費		式	1. 000	
データ転送装置		台	1. 000	
データ処理装置ソフトウェア		式	1. 000	
小型UPS電源装置	1kVA	台	1. 000	
ルータ		台	1. 000	
収納デスク		台	1. 000	
積算電力計盤	屋内壁掛け式	面	1. 000	
ウィルス対策ソフト		式	1. 000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1) 運搬工				
運搬工		式	1. 000	
2. 据付工				
(1) データ転送装置調整				
データ転送装置調整		式	1. 000	
(2) データ処理装置機能追加				
データ処理装置機能追加		式	1. 000	
(3) 小型UPS電源装置				
小型UPS電源装置		式	1. 000	
(4) ルータ				
ルータ		式	1. 000	
(5) 積算電力計盤				

別紙 1 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
積算電力計盤		式	1.000	
(6)電気設備工				
配線工	通信ケーブル	式	1.000	
配線工	電力ケーブル	式	1.000	
3. 総合試運転調整				
(1)総合試運転調整				
総合試運転調整		式	1.000	

管理項目表

村山北部地区				
施設名	観測項目	区分	単位	備考
新鶴子ダム				
	貯水位	新規	EL. m	
	貯水量	新規	千 m ³	
	流入量	新規	m ³ /s	
	余水吐放流量	新規	m ³ /s	
	ゲート放流量	新規	m ³ /s	
	地山地震計震度階	新規	震度	
	地山地震計 S I 値	新規	cm/s	
	地山地震計合成加速度	新規	gal	
	地山地震計最大加速度	新規	gal	
	地山地震計最大加速度 X	新規	gal	
	地山地震計最大加速度 Y	新規	gal	
	地山地震計最大加速度 Z	新規	gal	
	基礎地震計震度階	新規	震度	
	基礎地震計 S I 値	新規	cm/s	
	基礎地震計合成加速度	新規	gal	
	基礎地震計最大加速度	新規	gal	
	基礎地震計最大加速度 X	新規	gal	
	基礎地震計最大加速度 Y	新規	gal	
	基礎地震計最大加速度 Z	新規	gal	
	コア地震計震度階	新規	震度	
	コア地震計 S I 値	新規	cm/s	
	コア地震計合成加速度	新規	gal	
	コア地震計最大加速度	新規	gal	
	コア地震計最大加速度 X	新規	gal	
	コア地震計最大加速度 Y	新規	gal	
	コア地震計最大加速度 Z	新規	gal	
	天端地震計震度階	新規	震度	
	天端地震計 S I 値	新規	cm/s	
	天端地震計合成加速度	新規	gal	
	天端地震計最大加速度	新規	gal	
	天端地震計最大加速度 X	新規	gal	
	天端地震計最大加速度 Y	新規	gal	
	天端地震計最大加速度 Z	新規	gal	

管理項目表

村山北部地区				
施設名	観測項目	区分	単位	備考
新鶴子ダム雨量計				
	流域平均累計雨量	新規	mm	
	流域平均時間雨量	新規	mm	
鶴子頭首工				
	河川上流水位	新規	m	
	河川下流水位	新規	m	
	土砂吐ゲート開度	新規	m	
鶴巻田頭首工				
	河川上流水位	新規	m	
	河川下流水位	新規	m	
	右岸洪水吐ゲート開度	新規	m	
	左岸洪水吐ゲート開度	新規	m	
	土砂吐ゲート開度	新規	m	
和合頭首工				
	河川上流水位	新規	m	
	河川下流水位	新規	m	
	右岸洪水吐ゲート開度	新規	m	
	左岸洪水吐ゲート開度	新規	m	
	土砂吐ゲート開度	新規	m	

令和7年度

防災情報ネットワーク事業

村山北部地区新鶴子ダムデータ転送装置設置工事

図 面 目 録

番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	村山北部地区用水管理センター防災情報ネットワークシステム構成図	1	
3	村山北部地区用水管理センター機器配置図	1	
4	村山北部地区用水管理センター配線系統図	1	
5	村山北部地区用水管理センター計装フロー図	1	
6	村山北部地区用水管理センター機器外形図	1	
計		6	